



えせ同和行為の具体的事例と対応方法



◆図書等物品購入の要求事例と対応方法◆

同和関係者を名乗る者から、部落差別などに関する図書の購入を電話で強要されています。どう対処したらいいのでしょうか？

- ① 購入する意思がなければ断りましょう
一般の図書や物品の売買と同様に**購入する意思がなければ、きっぱりと「必要ありません」と断ってください。**「今回だけでよいから協力してくれ」などと言われ一度応じてしまうと、再び要求されることがあります。
- ② 断る理由を言う必要はありません
断る理由を説明する必要はありません。「いらない」旨を繰り返してください。「予算がないから」などと断ると、個人的に購入するよう求められます。「部落差別に関する資料は公的機関から入手できるので、購入する必要はない」と答える方法もあります。
- ③ 「検討します」は解決になりません
その場しのぎで「検討します」と答えると、かえって相手方に期待を持たせることになります。問題を先送りするだけで、解決にはなりません。
- ④ 「部落差別の解消は国民的課題だから」は図書の購入と関係ありません
「部落差別を知っているか」などと詰問されたり、意見交換しようと思われかけられたりしても、図書の購入と部落差別の解消は無関係です。「公的機関と意見交換したり、指導を受ける」と答える方法もあります。
- ⑤ 相手も脅し行為が公になることを恐れています
相手も脅し行為が公になって、刑事事件に発展することを恐れています。実際に街宣行為など相手が思いきった行動に出ることは、通常ありません。それでも、「街宣車を回すぞ」、「今すぐそちらに行くぞ」といった相手の脅し行為が起きた場合は、すぐに警察に相談してください。

◆寄附金・賛助金の要求事例と対応方法◆

同和関係を名乗る団体から、部落差別の解消のための寄附金・賛助金の強要を受けました。協力しなくてはいけないのでしょうか？

- ① 寄附金・賛助金を拠出する意思がなければ断りましょう
一般の寄附金、賛助金の協力と同様に**拠出する意思がなければ、きっぱりと「協力しません」と断ってください。**部落差別の解消ということが本当だとしても、不法・不当に要求された場合には、応じる必要はありませんし、要求に応じることが、かえって、えせ同和行為に加担することにもなりかねません。
- ② 一度応じてしまうと相手につけ込まれます
一度要求に応じてしまうと、組織の体制が弱体であることを相手方に見抜かれ、後で「前回も付き合ってくれたのだから、今回も協力してほしい」と再三要求を受けることとなります。
- ③ 組織全体の取組が大切です
要求を拒否する場合、担当者だけに任せるのは十分な対応ではありません。組織としての対応の方針を整え、**組織全体として、き然とした対応をすることが必要です。き然とした態度で対処するためにも、組織内で部落差別に対する正しい理解を深めておくことも大切です。**



法務省：えせ同和行為を排除するために

埼玉県えせ同和行為対策関係機関の相談窓口

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| ・さいたま地方法務局人権擁護課 | TEL 048-859-3507 (直) |
| ・埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課 | TEL 048-830-2258 (直) |
| ・埼玉県警察本部刑事部組織犯罪対策局捜査第四課 | TEL 048-832-0110 (代) |
| ・(公財)埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター | TEL 048-834-2140 (直) |
| ・埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会 | TEL 048-863-5255 (代) |